

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 17 号

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「同条第2項第1号」を「同条第2項各号」に改め、「寄附金」の右に「(同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。)」を加え、「第41条の19の2第1項及び」を「第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改め、同備考4中「(同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。)」を削る。

別表第3備考2中「同条第2項第1号」を「同条第2項各号」に改め、「寄附金」の右に「(同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。)」を加え、「第41条の19の2第1項及び」を「第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改め、同備考3中「(同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市知的障害者措置費徴収規則の規定は、平成22年7月分の知的障害者福祉法第15条の4及び第16条第1項第2号の規定による措置に要する費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し、同年

6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)